

介護保険制度

サービスと保険料について

介護保険は、40歳以上のみなさんが介護が必要な方を支え合う制度です。

市区町村が保険者となつて、加入者のみなさんの保険料と公費を財源に運営しています。

①サービスの使い方について

病気やケガなどで介護保険のサービスが必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

①要介護認定を受けます

1 本人または家族が、役場
介護保険課または各総合支
所、出張所で要介護認定の
申請をします。

※地域包括支援センター等が
申請の代行を行えますので
わからない場合は介護保険
課までご連絡下さい。

2 調査員が訪問し、心身の
状態について本人や家族か
ら聞き取りを行います。

3 訪問調査の結果と主治医
の意見書をもとに、介護認
定審査会で、審査・判定し
ます。

4 認定結果通知書と介護保
険証を送付します。

②ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、い
つ、どれだけ利用するかを決
めます。

③ケアプランにもどづいて サービスを利用します

○在宅サービス
(自宅で利用する)

ホームヘルパーが自宅を訪
問して、身体介護や生活援助な
どを行う訪問介護、入浴車が自
宅を訪問して、入浴の介助な
どを行う訪問入浴介護などが
あります。

〈施設に通い（泊まり）利用す る〉

日帰りで、入浴や食事の提
供、機能訓練、レクリエーショ
ンなどを受ける通所介護（デ
イサービス）や、医療機関や
介護老人保健施設に通い、日
帰りでリハビリテーションを
受ける通所リハビリテーションを
（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保
健施設などに宿泊して、介護
やリハビリテーションを受け
る短期入所生活介護（ショ
ートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

車いすなどの福祉用具貸与
や、入浴用のいすなどを購入
できます。

また、住宅の手すり取り付け
や、段差の解消などの改修費
用が支給されます。

○施設サービス（要介護1～
5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な
方は、介護老人福祉施設（特
別養護老人ホーム）、介護老人
保健施設、介護療養型医療施

設に入所して施設のサービス を利用する

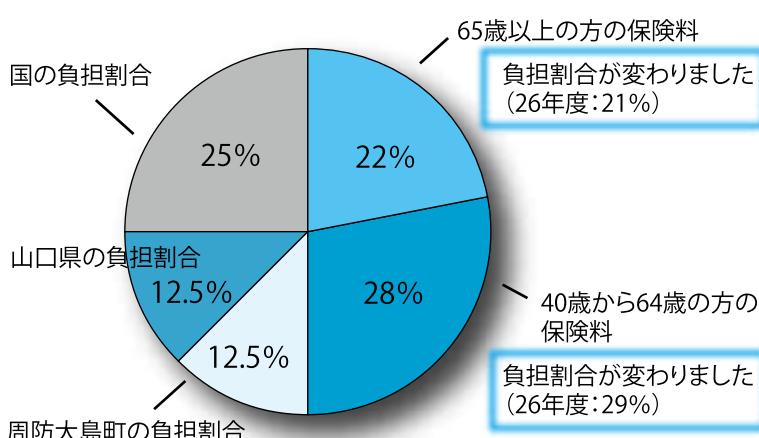
○地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共
同生活を送りながら介護や機
能訓練などを受ける認知症対
応型共同生活介護（グループ
ホーム）や、在宅や通いなど

介護保険は、左記の円グラフ
のとおり、40歳以上のみなさ
んに納めていただく介護保険
料と公費を財源に運営してい
ます。誰もが安心してサービ
スを利用できるように、介護
保険料は必ず納めましょう。

②介護保険料について

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）



サービスの利用者負担(原則として費用の1割)